

「使用料」について

■地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

【「公の施設」とは？】

住民の福祉を増進する目的で、その利用に供するための施設（法244条）

【「使用料」とは？】

1. 公の施設の使用に対する「対価」です。
2. 公の施設の維持管理または減価償却に当てるべきものです。
3. 「収益」を目的で徴収するものではありません。
4. 応益負担が原則だが、特別な事情があれば「減免」も可能です。
5. 使用料は条例で定める必要があります。（法228条）

16

「利用料金」について

■地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用にかかる料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

【「使用料」と「利用料金」の違い】

1. 施設利用の「対価」という点では同様の性質を持ちます。
2. 違いは「誰の収入になるか？」です。
 - ・使用料⇒市の収入
 - ・利用料金⇒指定管理者（公の施設の維持管理を委ねている企業、団体）の収入

※利用料金制度を導入している公の施設に対しては、市は利用料金相当分を差引いて、委託料（指定管理料）を支払っています。

➡ 今回の見直し対象の「使用料等」＝使用料＋利用料金

17

「減免制度」について

- 市民活動や文化・スポーツの振興、福祉施策の実現など、一定の政策目的を達成するため、施設の利用目的や利用者の状況に応じて、使用料等の減額、免除を行う制度。

◎減免制度と政策目的の例

- 市主催のスポーツ大会に対する減免
⇒ スポーツの普及、振興
- 大規模イベントを市が共催して実施する場合の減免
⇒ にぎわいの創出
- 年長者が施設を利用する場合の減免
⇒ 年長者の健康増進、社会参加促進

- 「減免による減収分」は、施設を利用しない人も含めた市民全体の負担である「市税収入等」でまかなわれています。

18

見直しの必要性(1)

- これまで、使用料の決定や改定にあたっては、近隣自治体との比較、本市類似施設との比較、民間事業者との均衡、物価変動などにより設定してきましたが、統一的な基準等に基づいて設定されたものではありません。
- このような状況から、「北九州市行財政改革大綱」(平成26年2月策定)において、行政サービスや受益と負担水準のあり方について、市全体として総合的な視点で検討を行うとしました。
- これを受け、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」(平成28年2月策定)では、施設の公共関与の必要性の程度や収益性の程度なども勘案しながら、統一的な視点で見直しを行うこととしました。

19

見直しの必要性(2)

- 公の施設で公共サービスを提供する場合、施設の建設に要した費用だけでなく、日常の管理運営に必要な、人件費、光熱水費、補修費など、さまざまな費用が必要になります。
- 市では、公共サービスの対価として、施設利用者から「使用料等」を徴収していますが、「使用料」だけでは、全ての管理運営コストを賄うことができないため、その差額は市民の税金などで負担しています。
- 今後、引き続き厳しい財政運営が求められる中、真に必要な公共施設において公共サービスを持続的に提供していくためには、公の施設における管理運営コストをしっかりと念頭に置いた上で、利用者に応分の負担を利用者に求めるという「受益と負担」の原則に基づいて、使用料等を設定していく必要があります。
- こうしたことから、受益者負担の原則により、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、統一的な基準を策定する必要があると考えます。

20

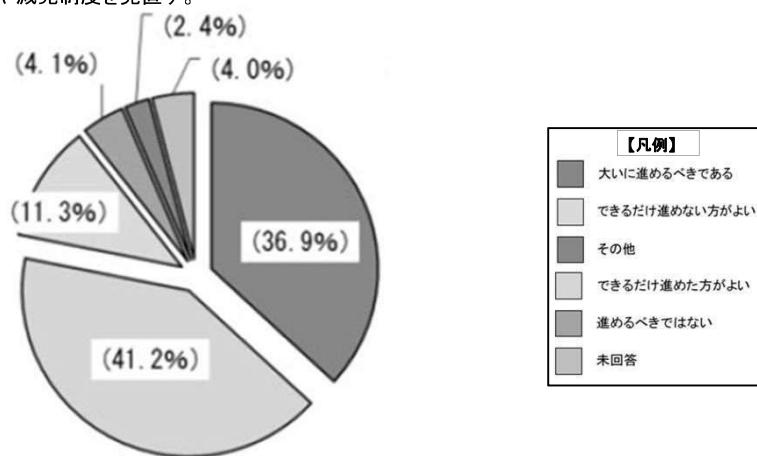
見直しの必要性(3)

平成27年度 公共施設マネジメントに関する市民アンケート調査結果(抜粋)

●平成27年8月21日～9月10日に実施
●市内に居住する満20歳以上の市民3,000人を対象(有効回答数は1,210人)

利用料金の見直し

- ① 施設の維持管理費を税金と利用者で負担している現状を踏まえ、受益と負担のあり方から利用料金や減免制度を見直す。



21

施設の種類に応じた見直し

- 公の施設には、地域コミュニティ施設、文化・スポーツ施設、子育て支援施設、各種福祉施設、観光施設、有料公園など、多種多様な施設があります。
- それぞれの施設で、設置背景や目的、また提供しているサービス内容は異なるため、全ての施設において、一律に受益者負担割合を設定することは適当ではありません。
- そのため、施設の種類ごとに、(公共関与の必要性や収益性の程度など)を勘案しながら受益者負担割合を設定します。

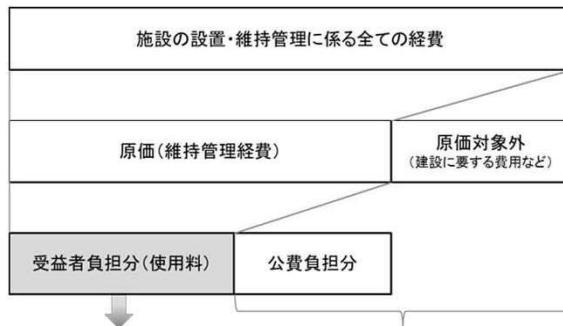
22

受益者負担の対象とする費用の範囲(1)

1 使用料算定の基本的な考え方

「受益者負担の原則」による、公の施設の使用料の算定にあたっては、受益者に負担を求める費用(原価)を明らかにし、施設の設置目的や行政サービスに応じて設定した「受益者負担割合」を乗じて行うことを基本とします。

【使用料の算定イメージ】



※受益者負担割合は施設の性質別に設定

23

受益者負担の対象とする費用の範囲(2)

2 受益者に負担を求める費用(原価)の考え方

施設に係る費用は、

①取得及び建設に要する費用(イニシャルコスト)

(施設の建設費(減価償却費)、用地費、高額備品購入費、その他投資的経費、公債償還に係る支払い利息など)

②維持管理に要する費用(ランニングコスト)

(人件費、光熱水費、修繕費、保守点検費、消耗品費、委託費など)

の2つに分類することができます。

地方公共団体は、「住民の福祉を増進する目的」をもって公の施設を設置しています。この「公の施設」は市民全体の財産として、誰もが利用することができるものです。

そのため、「①取得及び建設に要する費用」や大規模改修など資本的支出にあたるものは公費で負担すべきものとします。今回の基準設定にあたっては、受益者負担の対象とする費用は、「②維持管理に要する費用」とします。

24

受益者負担の対象とする費用の範囲(3)

3 基準を適用する「公の施設」

「公の施設」は、地方自治法で「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」と定義されています。このうち、下記の施設は「受益と負担の適正化」の視点で使用料等の見直しを行うことは適切ではないため、本基準の適用を除外します。

①社会基盤施設

(道路、河川、無料公園など)

②法令等により、全国で統一的な基準等があり、本市独自で使用料等の設定・

変更ができない施設

(市営住宅、学校教育施設、保育所、図書館、保健福祉施設の一部など)

③独立採算が求められる特別会計・公営企業会計の施設

(市営バス、病院、上下水道、港湾施設など)

④庁舎に準ずる施設

(文書館、消費生活センターなど)

25

受益者負担の対象とする費用の範囲(4)

【見直し対象施設】

大分類	中分類	対象施設
市民文化	地域コミュニティ	市民センター、地域交流センター
	市民活動拠点	生涯学習施設、婦人会館、男女共同参画センター、勤労婦人センター、勤労青少年ホーム
	文化	北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎ひびしんホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー、旧古河鉱業若松ビル
社会教育	美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館
	青少年	少年自然の家、足立青少年の家、玄海青年の家、畑キャンプセンター、キャンプ場、ユースステーション、夜宮青少年センター、こども文化会館、児童文化科学館
	環境	水環境館、ほたる館、香月・黒川ほたる館、エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム
スポーツ	スポーツ	体育館・スポーツセンター、武道場、野球場、庭球場、陸上競技場、運動場・球技場、プール
保健・福祉	保健・福祉	新門司老人福祉センター、年長者研修大学校、穴生ドーム、障害者スポーツセンター、障害者福祉会館
	その他保健福祉	福祉会館、火葬場
子育て支援	子育て支援	緑地保育センター、児童館、子育てふれあい交流プラザ、子どもの館
観光・産業	観光	関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井俱楽部、旧門司税關、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鐵道本社、九州鐵道記念館西駐車場、門司麦酒煉瓦館、旧大連航路上屋、小倉城、小倉城庭園、門司港レトロ駐車場
	産業	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館、テレワークセンター、総合農事センター、学術研究都市、農家年長者創作活動施設、脇田漁港フィッシングリーナ、釣り台付き遊歩道、産業技術保存継承センター、起業家支援工場、折尾東部総合食料品小売センター
その他	有料公園	白野江植物公園、山田緑地、到津の森公園、平尾台自然の郷、響灘緑地、ひびき動物ワールド、志井ファミリープール
	自転車駐車場等	自転車駐車場、河内自転車貸出施設
	その他	交通安全センター、墓園、納骨堂

26

使用料等の現状について

平成25～27年度決算 平均額

管理運営コストの80%以上を公費で負担
(施設未利用者を含めた市民全体での負担)

- (1)施 設 数: 約400施設
- (2)管 理 運 営 コ 料: 約144億円 ※
- (3)使 用 料 等: 約 24億円 ※
- (4)減 免 額: 約 11億円
- (5)受益者負担率(減免除): 約 17%
- (6)受益者負担率(減免含): 約 24%

※(2),(3)共に、利用料金収入分 約11億円を含む

27